

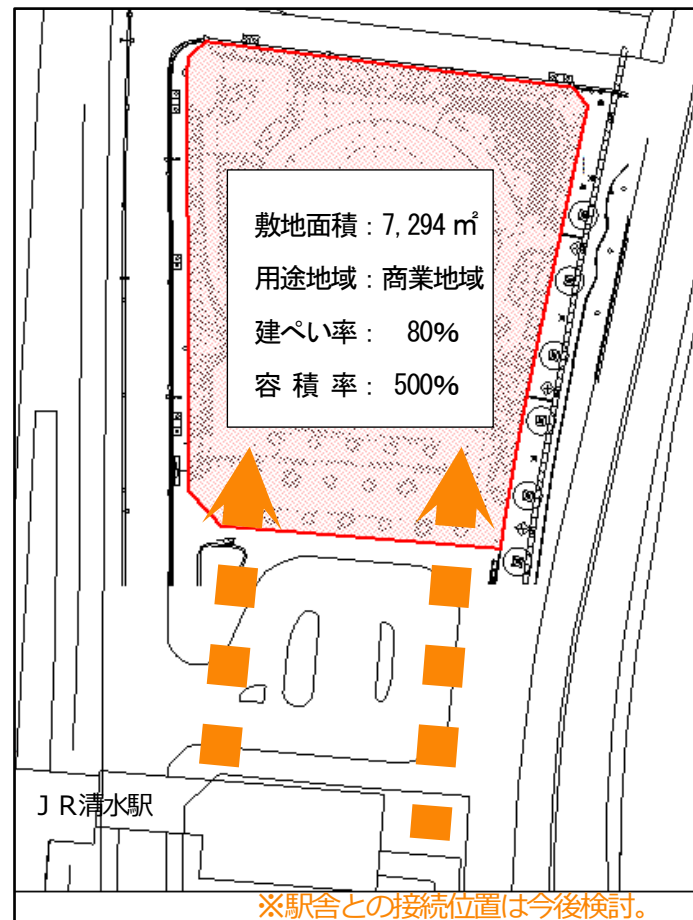
〔清水駅周辺 イメージ〕



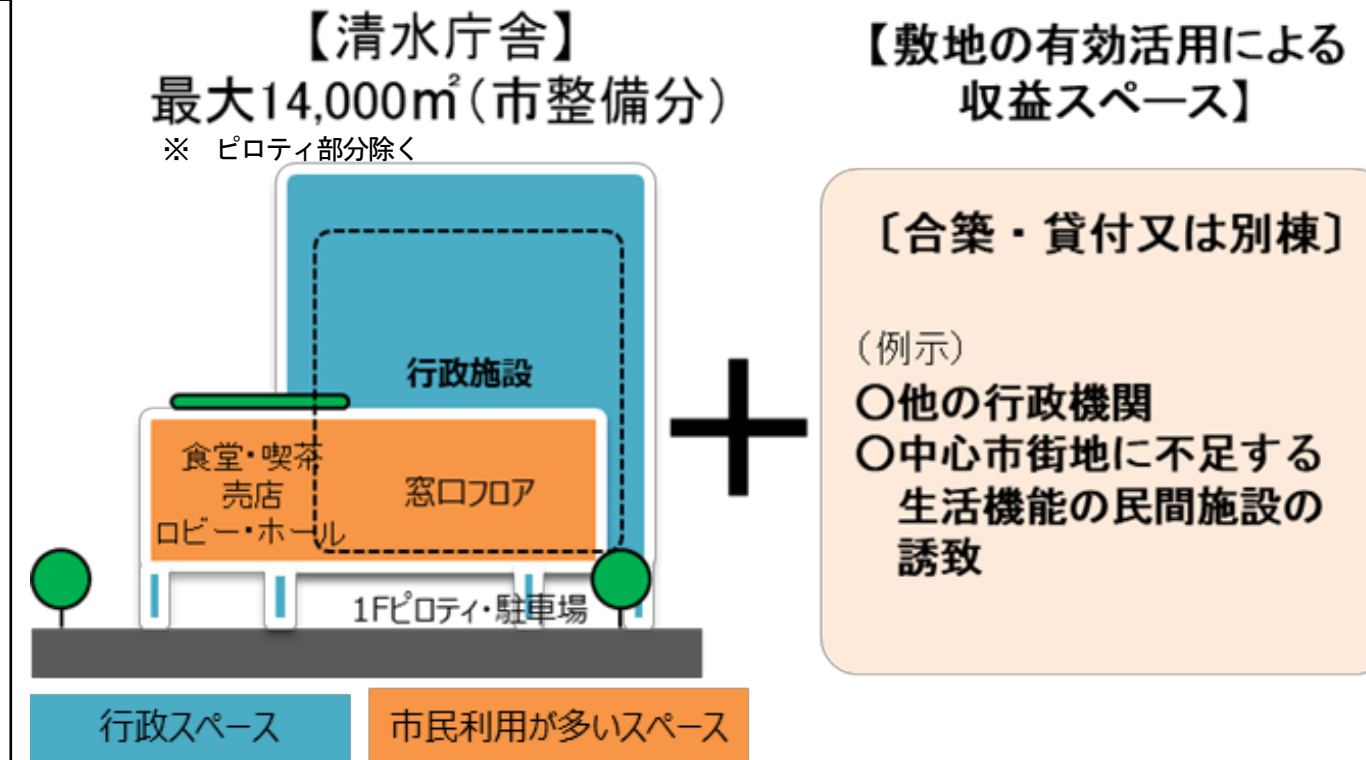
事業手法別の最短建設スケジュール(想定)

年度 事業手法	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
分離発注 (従来方式)	基本構想	基本計画	設計発注	基本設計(9ヶ月)	設計発注	実施設計(9ヶ月)	工事発注 → 建設工事(18ヶ月) → 引越→供用開始 → 現庁舎解体	
一括発注	基本構想	基本計画	PPP導入可能性調査	PFI事業者選定(15ヶ月)	事業契約	設計・施工(14000㎡規模 30ヶ月)		引越→供用開始 → 現庁舎解体
						基本・実施設計 約12ヶ月	工事 約18ヶ月前後	
一括発注	基本構想	基本計画	PPP導入可能性調査	DBO事業者選定(12ヶ月)	事業契約	設計・施工(14000㎡規模 30ヶ月)		引越→供用開始 → 現庁舎解体
						基本・実施設計 約12ヶ月	工事 約18ヶ月前後	

〔清水駅東口公園敷地のイメージ〕



〔施設イメージ図〕

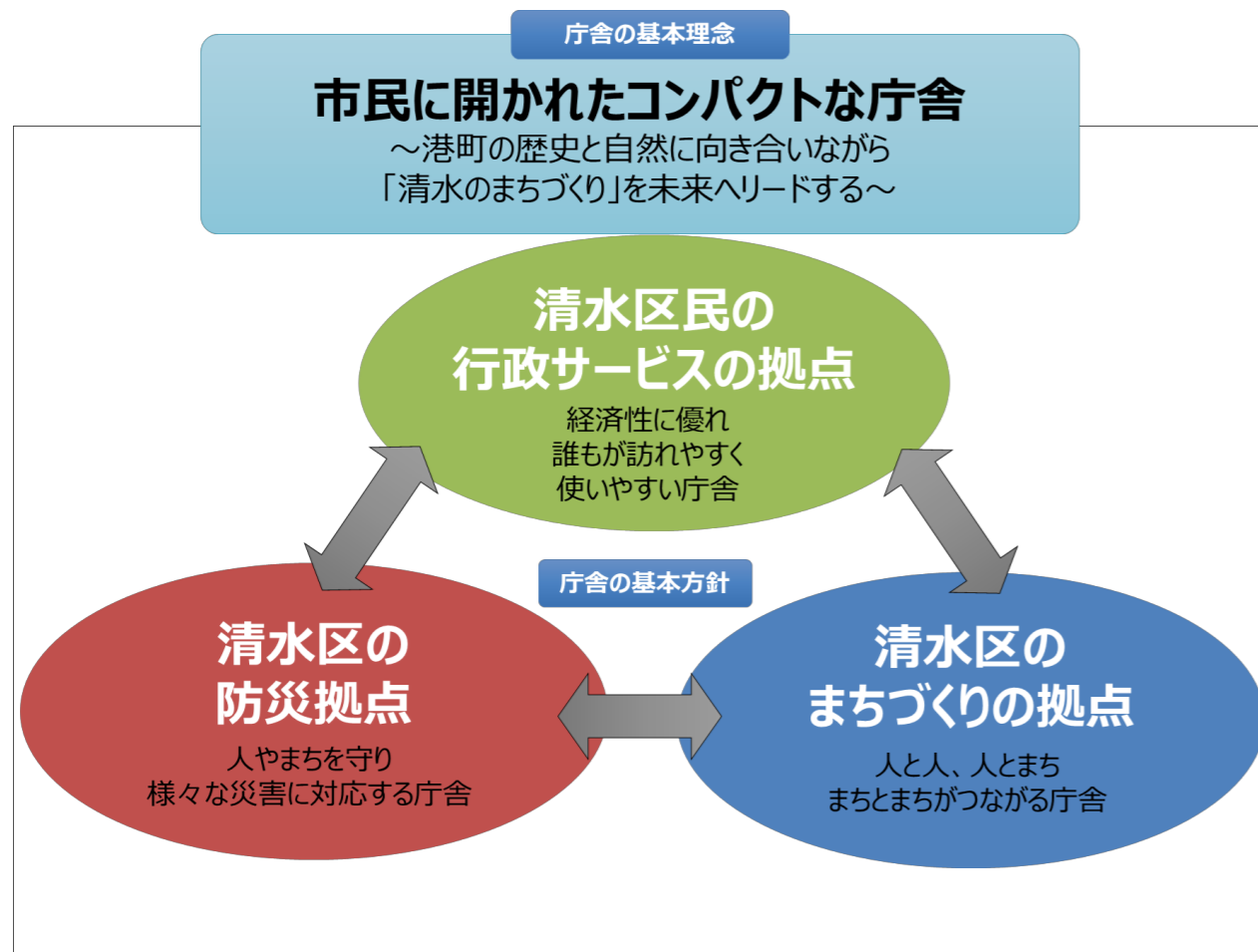


【敷地の有効活用による収益スペース】

〔合築・貸付又は別棟〕

(例示)
○他の行政機関
○中心市街地に不足する生活機能の民間施設の誘致

- PPP 行政と民間がパートナーを組んで事業を行う新しい「官民連携」の仕組み
- PFI 公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理運営を民間の資金やノウハウを活用して行う手法
- DBO 【設計-施工-運営方式】民間が施設の設計・施工・運営を一体的に行う事業方式



「基本理念」は、庁舎のあり方についての基本的な考え方を示すものであり、「基本方針」は、その理念を達成するための指針を示すものです。

庁舎は、行政サービスを提供するとともに、市民の皆さんの命、暮らし、そしてまちを守るという役割を持っています。加えて、清水は古くから港と海によって賑わい、発展してきており、海とともに生きてきた反面、津波等の災害リスクを避けられない立地にあります。これらの歴史と自然に向き合いながら未来に向かってのまちづくりを進めるにあたり、清水区に置く庁舎は、災害に強い防災拠点であると同時に、まちづくりの拠点であることが重要です。そこで、庁舎の再整備は、市民の皆さんが様々なまちづくり活動に関わるきっかけづくりの場となるとともに、職員がまちに飛び出して、「人」や「まち」と積極的に関わり、市民と協働して清水のまちを創っていく場となることを目指します。そのために、市民と話し合い、より良い方向性を導きだし、市民と協働して施策を展開する職員の育成を進めていきます。また、庁舎の周辺地域の新たなまちづくりの促進や民間開発の誘発を期待します。これらを踏まえ、清水のまちづくり方針や市民ニーズ等を考慮した基本理念と基本方針を以下に掲げます。

清水区民の行政サービスの拠点
 経済性に優れ、誰もが訪れやすく使いやすい庁舎

【基本的な機能分類】

- ①ユニバーサルデザイン
- ②分かりやすく手続きしやすい窓口機能
- ③機能的かつ効率的な庁舎機能
- ④利便性の高い交通アクセス機能

清水区の防災拠点
 人やまちを守り、様々な災害に対応する庁舎

【基本的な機能分類】

- ①災害に強い建物構造
- ②災害時の業務継続機能
- ③ウォーターフロントにおける命を守る緊急避難機能

清水区のまちづくりの拠点
 人と人、人とまち、まちとまちがつながる庁舎

【基本的な機能分類】

- ①人と人をつなげる機能
- ②地域資源を活かしエリアの価値を高める機能
- ③市民の暮らしに溶け込む機能

さいたま市大宮区役所新庁舎 基本計画（概要版）

平成27年8月

大宮区役所新庁舎基本計画（概要版）

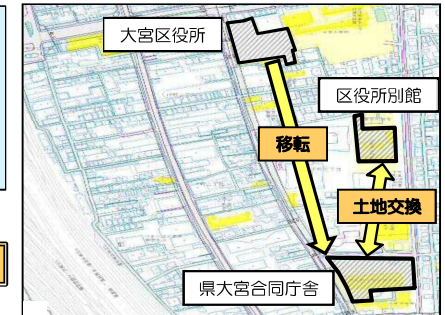
平成27年8月

これまでの市民説明会（懇談会）等でのご意見を踏まえた、『大宮区役所新庁舎基本計画』を策定いたしました。

基本計画とは、大宮区役所新庁舎整備事業における基本的な方針とその内容等を示したもので、今後の事業の指針となるものです。

1. 大宮区役所建て替え位置の決定

- 埼玉県とさいたま市で基本協定書を締結（H24.12）
県大宮合同庁舎敷地を市有地との土地交換により取得することで概ね合意。
- 埼玉県とさいたま市で確認書を締結（H26.5）
埼玉県が土地交換により取得する市有地を、大宮区役所別館敷地とすることで合意。
- 埼玉県とさいたま市で土地交換契約書を締結（H26.8）

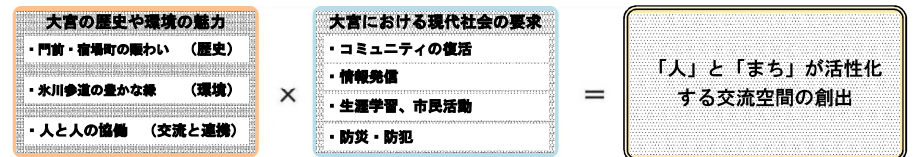


建て替え位置を県大宮合同庁舎敷地に決定

2. 大宮区役所新庁舎の理念

大宮は氷川神社との関わりが深く、その神社を取り囲むような形で門前町が作られたのが発祥といわれており、江戸時代には中山道の宿場として大宮宿が設置され発展してきました。

これらの門前・宿場町による賑わいや氷川参道の豊かな環境を基に育まれてきた、まちの歴史・文化や環境の魅力を活かしながら、暮らしよいまちづくりに向け、地域コミュニティの希薄化や防災意識の高まりといった現代社会の要求に応えることのできる施設となるよう、新庁舎の理念を以下のように設定します。



3. 大宮区役所新庁舎整備の基本方針

新庁舎の理念等を踏まえて、新庁舎の基本方針を以下のように設定します。

- ① 区民に開かれ、利用しやすい施設とする
- ② 複合化により相乗効果を生む、交流を創出する施設とする
- ③ 賑わいを誘発し、地域のシンボルとなる大宮らしい施設とする
- ④ 情報発信機能の充実した施設とする
- ⑤ 防災の拠点となる施設とする
- ⑥ 耐久性があり、持続性の高い施設とする
- ⑦ 環境と経済性に配慮した施設とする

4. 大宮区役所新庁舎の導入機能

大宮区役所新庁舎は、新庁舎の基本方針等を踏まえ、以下の機能を導入した複合施設とします。

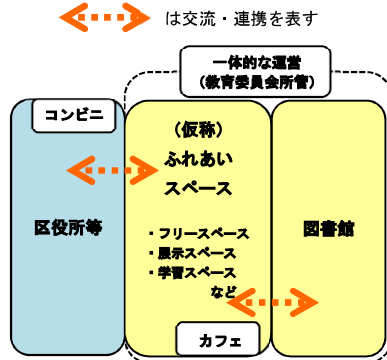
名称	機能の特性
大宮区役所	行政サービスの拠点
北部建設事務所	西、北、大宮、見沼、岩槻の各区を管轄する道路、下水、建築などの現場事務所
北部都市・公園管理事務所	西、北、大宮、見沼、岩槻の各区を管轄する都市計画、開発関連の事務所
障害者更生相談センター	市内唯一の障害者専門機関で、各種判定等を行う
大宮駅東口まちづくり事務所	大宮駅東口のまちづくり推進
氷川参道対策室	氷川参道周辺のまちづくり推進
(仮称) 北部市税事務所	西、北、大宮、見沼、岩槻の各区を管轄する市税関連の事務所
大宮図書館	生涯学習の支援、情報発信の拠点
(仮称) ふれあいスペース	現大宮図書館の機能継続、交流空間の創出、災害時の活動スペース
休憩・休息機能(カフェ・コンビニ等)	利用者の利便性向上、新庁舎の魅力向上、賑わいの創出

※ 区役所会議室の利用について

現大宮区役所会議室を利用している各種団体の継続利用のほか、子育て支援・高齢者支援・保健・コミュニティ形成等の区役所事業に関連する団体等の活動場所として、区役所会議室の一部を区民共用会議室として活用し、(仮称) ふれあいスペース、大宮図書館との相互交流・連携を図ります。

5. (仮称) ふれあいスペースについて

《(仮称) ふれあいスペースのイメージ》



《(仮称) ふれあいスペースの活用例》

- ・図書館の本を持ち込める、気軽に立ち寄れる憩いの場所
- ・イベント開催(ミニコンサート、クリテリウム関連等)
- ・大宮アルディージャ、クリテリウムPR展示
- ・大人やビジネスマンも利用しやすい読書・学習スペース
- ・フリースペースの一角に簡易なミーティングスペースを設置
- ・新聞・雑誌コーナー、キッズスペース
- ・絵画・写真・書道等の展示
- ・市民生涯学習関係団体の活動場所
- ・各種講座、講習会、映画会の開催など

6. 大宮区役所新庁舎の規模設定

【新庁舎】

現状の施設規模(約19,700㎡)を基に、新庁舎の基本方針や市の公共施設マネジメント計画等に基づき、供用可能と考えられる部分を整理した結果、各機能の施設規模は以下になると想定しています。

大宮区役所等
約13,700㎡

大宮図書館
約2,400㎡

(仮称) ふれあいスペース
約1,600㎡

は一体的な運営を表す(教育委員会所管)

新庁舎は、大宮区役所等・大宮図書館及び(仮称) ふれあいスペースを主機能とした、約17,700㎡の施設とする(※)

※ 施設規模は想定面積であり、詳細な面積は設計段階で決定することとなります。

※ 上記のほか、駐車場(来庁者用、公用併せて約180台)及び駐輪場(同約310台)を別途確保する計画です。

7. 大宮区役所新庁舎の整備手法

【定性的評価】

新庁舎整備における導入可能な民間活力導入手法について、民間事業者のノウハウ・創意工夫の発揮、コスト削減、早期の施設竣工、市民の意向反映などの評価視点を設定し評価を行いました。

【VFMの算定】

定性的評価により、優位となった手法について、現時点でのVFMを算定したところ、PFI-BTO方式(*1)で、維持管理運営期間を20年とした場合のVFM(Value For Money: バリュ・フォー・マネー)(*2)が、7.22%と最も高い結果となりました。

*1: 民間事業者が資金を調達し、施設を建設(Build: ビルド)した後、施設の所有権を市側に移管(Transfer: トランスファー)し、その後の施設運営及び維持管理(Operate: オペレート)までを一括して行う方式。

*2: 同一水準のサービス提供を、従来の公共事業手法に比べ、どの程度コストを削減し、提供が可能かを割合で示したものの。

【PFI-BTO方式の評価】

設計・施工から維持管理及び運営までを一括・性能発注することで、民間事業者のノウハウを活用でき、工期短縮、コスト削減、効率的・効果的な維持管理運営等が期待でき、かつ、設計・施工に係る支払の一部を割賦払いとすることで、財政負担の平準化が可能となります。

大宮区役所新庁舎に係る整備手法は、民間活力を導入し、設計、施工、維持管理運営を一括して発注するPFI-BTO方式を採用し、維持管理期間は20年とする。

8. 民間事業者の業務範囲

本事業をPFI-BTO方式で実施するにあたり、以下の業務を、一括してPFI事業者に委ねることで検討しています。

- ・各種事前調査業務
- ・工事監理業務
- ・(仮称) ふれあいスペース運営業務
- ・新庁舎設計業務
- ・新庁舎維持管理業務
- ・新庁舎建設業務
- ・大宮図書館運営業務
- ・カフェ、コンビニ運営業務
- ・県大宮合同庁舎解体業務
- ・新庁舎総合案内業務

高知市新庁舎建設基本計画

平成26年1月

高知市

<基本計画の主な内容>

1. 新庁舎建設の基本的な考え方

(1) 庁舎の現状と課題

◆耐震性の不備

本庁舎・南別館は耐震性が不足しており、高知市南海地震対策中長期計画に基づき、耐震化や災害時の対応拠点としての整備が急務となっています。

◆庁舎の老朽化

本庁舎、南別館とも建物本体や設備の老朽化が進んでおり、維持管理費も年々増加しています。

◆庁舎の狭あい化

通路や待合室が狭く、十分な相談スペースがありません。執務室等も狭いため、事務効率が低下しています。

◆庁舎の分散化・市民サービスの低下

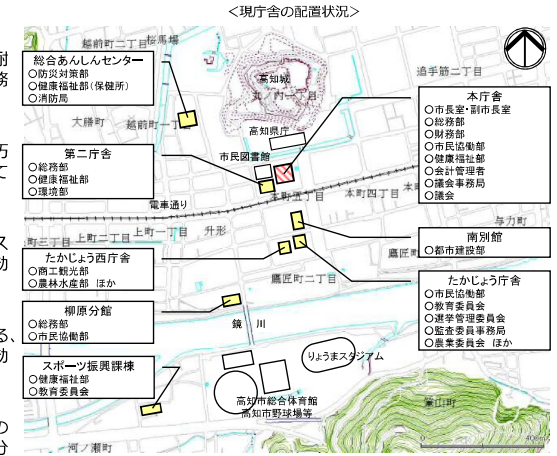
各庁舎が分散しており、窓口が離れている、駐車場から遠いなど、市民の利便性や事務効率の低下を招いています。

◆災害対応拠点施設としての機能不足

災害時の復旧活動のための備蓄スペースの不足、建物自体の被災による影響など、十分な災害対応機能が確保できていません。

◆庁舎のバリアフリー対応の不足

建物の構造的な限界により、十分なバリアフリー対策が図られていません。



狭い通路や待合スペースの不足（本庁舎）

(2) 新庁舎の基本理念と基本的機能

新庁舎は、(1)で示した課題を解決するとともに市民や職員にとって、利用しやすく働きやすい環境整備を図っていく必要があります。基本構想で掲げている新庁舎整備に向けた5つの基本理念と、実現するための6つの基本的機能に基づき、基本計画ではさらに具体的な個別機能ごとの目標と取り組み方を設定します。



2. 新庁舎のあるべき姿と必要な機能

(1) 庁舎の安全性の確保

災害対策

◆災害に強い庁舎の実現

免震構造等の導入検討や備蓄スペースの確保、万一の津波や洪水に備えた浸水対策など、災害に強い庁舎づくりを進めます。

◆災害対策機能の強化

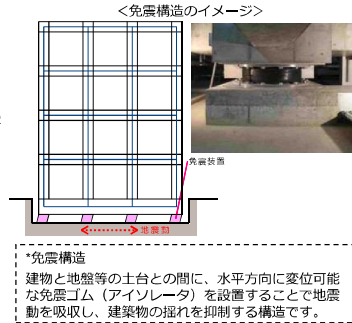
総合あんしんセンター等への災害時の指揮命令機能の確保や、災害時24時間対応のための仮眠室等を設置します。

◆ライフライン途絶時への対応

自家発電設備や耐震性貯水槽、非常用汚水貯留槽など、ライフライン途絶時でも庁舎機能が一定期間維持できるようにします。

◆情報セキュリティへの対応

外部民間データセンターへの情報システム移設や、庁舎内バックアップサーバー室の整備を図ります。



防犯対策

◆庁舎における防犯性の確保

ゾーニングに応じたセキュリティ機能の確保や、夜間窓口、防犯カメラの設置など、防犯面への配慮を行います。

(2) 窓口機能の向上、ユニバーサルデザインへの配慮

案内機能

◆総合案内機能の充実・向上

総合案内の設置やフロアアドバイザー（仮称）の導入など、スムーズな案内・手続きが行えるよう配慮します。

◆分かりやすい案内・誘導機能の確保

案内サインに課名表示とともに「○○のこと」などの目的別表示を行うなど、来庁者の分かりやすさに配慮します。

窓口機能

◆手続きの負担軽減、待ち時間の短縮

窓口部門の集約に努め、証明等発行の総合的窓口を設置します。

相談機能

◆プライバシーに配慮した相談環境の確保

仕切りのあるカウンターや個室・ブースなどの相談室を設置します。

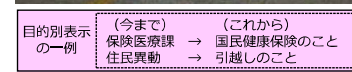
利用空間

◆快適な待合環境の創出

窓口に応じたゆとりある待合スペースや、番号待ち、順番待ちが一目で分かる情報画面の設置など快適な環境づくりに努めます。

◆誰もが利用しやすいスペース・移動空間の整備

キッズスペースや授乳室、多目的トイレの設置のほか、段差や死角のない通路など、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。



(3) 市民活動の場の提供、行政・議会情報の発信

市民利用スペース

◆多様な市民利用スペースの設置

多目的スペースや快適なエントランス空間・休憩ロビーの設置とともに、利便性に配慮した銀行等テナント機能の導入を検討します。

情報発信機能

◆適切な情報提供環境の整備

充実した市政情報・議会情報コーナーの設置や、電光掲示板による会議・イベント告知など、多様な情報案内機能の充実を図ります。

議会機能

◆市民に開かれた議会の実現

機能的な議場や傍聴スペースを整備し、議場の見学機会を創出するなど、広く市民に開かれた議会を目指します。



(4) 高知城周辺の景観との調和に配慮したデザイン

庁舎建物のデザイン

◆周辺景観と調和した庁舎デザインの実現

新庁舎の建物高さは、「高知城周辺の景観形成基準適用区域」に基づき高さ28m以下となるよう計画し、周辺の格調高い景観に配慮し、壁面のデザインや色彩など、上品で落ち着いた外観となるよう配慮します。また、内部空間は、デザインや材料の工夫により、地域の特色が出るような庁舎づくりを推進します。

外部空間のデザイン

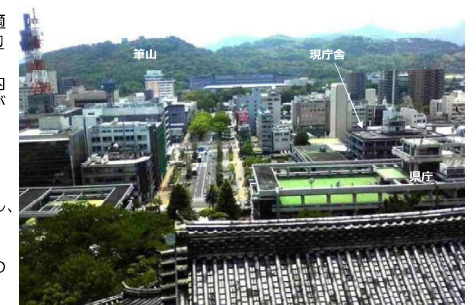
◆市街地環境に配慮した外部空間の創出

庁舎正面の前広場をオープンスペースとして再整備し、利便性、安全性に配慮した歩行者空間を創出します。

◆潤いのある都市環境の創出

積極的な植栽による緑のネットワーク創出や、高知の自然や場所に応じた緑化の推進を図ります。

＜高知城天守閣からの南方面（市庁舎など）の眺望＞



(5) 再生可能エネルギーの有効活用、省エネルギー技術の導入

新エネルギー・省資源

◆新エネルギー・資源の有効活用による環境配慮

省エネルギー技術

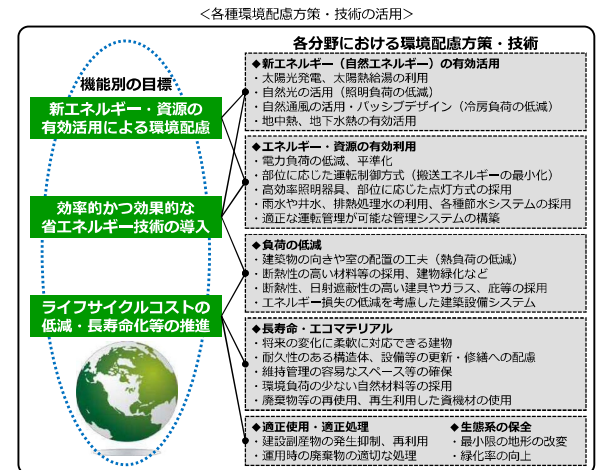
◆効率的かつ効果的な省エネルギー技術の導入

負荷の低減・環境保全

◆ライフサイクルコストの低減・長寿命化等の推進

新庁舎の整備にあたっては、市の環境に関する方針を踏まえつつ、地球温暖化の抑制に貢献し、環境負荷の低減に向けた取り組みをライフサイクルの視点から検討します。

各種方策や技術については、国が推進する「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）計画指針」などを参考に、設計段階で費用検証も行いながら、環境にやさしい庁舎を目指します。



(6) 執務環境の柔軟性・効率化

執務空間

◆明快で分かりやすい執務空間

来庁者が利用しやすい分かりやすいオープンなフロア構成とします。

◆機能的で働きやすい執務環境

部門連携を考慮したゾーニングや機能的な執務室とします。

◆将来に向けたフレキシビリティの確保

フリーアクセスフロアの導入や設備更新スペース等を確保します。

情報通信技術

◆ICTの活用による執務の効率化

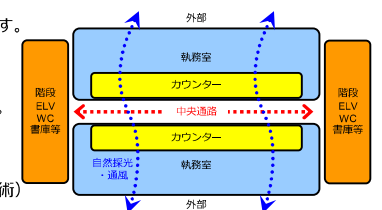
庁内LAN環境や行政事務支援システムなどICT（情報通信技術）を活用した執務環境を実現します。

庁舎管理

◆効率的かつ経済的な庁舎管理の実現

設備等の一元管理システムの構築や、維持管理や修繕に配慮した資材・設備システムの活用を図ります。

＜分かりやすい機能的な執務フロアの構成＞

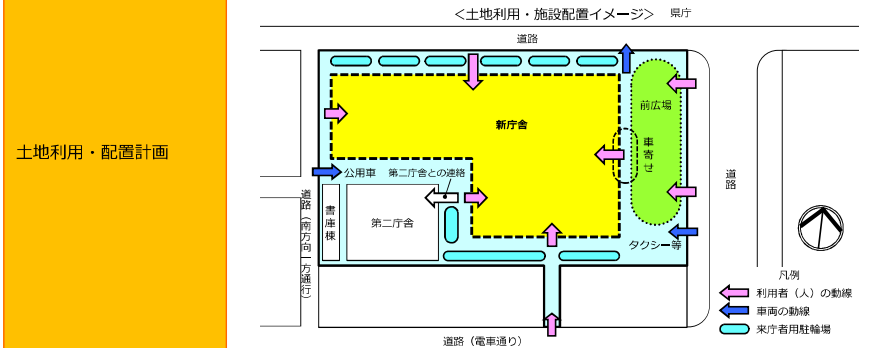


3. 新庁舎の施設計画・運用管理計画

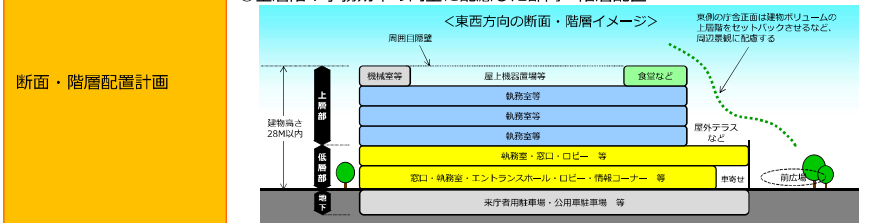
(1) 新庁舎の適切な規模設定と施設計画

新庁舎の規模設定	必要規模 28,000m²程度 新庁舎と引き続き利用する第二庁舎・たかじょう庁舎の3庁舎の職員一人当たりの面積24.7m ² /人
敷地の建設可能範囲	現在の本庁舎・市民図書館跡地を含めた敷地 延床面積の確保、機能的な庁舎平面プラン、充実したオープンスペースの整備などを實現

- 東側の前広場と一体となったエントランスゾーンを形成
- 敷地4方向からのアクセスが可能



- 地上5階建(一部6階)とする方向で検討
- 低層階：市民の利用頻度が高い窓口部門
- 上層階：事務効率の向上に配慮した部門・階層配置



デザイン計画	<ul style="list-style-type: none"> ○高知城からの眺望など景観面を考慮 ○華やかなデザインを避けたシンプルかつ機能的な外観 ○内部空間は地元産木材の活用など
構造設備計画	<ul style="list-style-type: none"> ○構造体をはじめ最高ランクの耐震性を確保 ○設備は災害対応機能や環境に配慮した設備システムの導入
駐車場・駐輪場計画	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場は新庁舎地下に来庁者・公用を合わせて160台程度を確保 ○駐輪場は来庁者・公用ともに適切な台数分を確保

(2) 効率的な運用管理に向けた方策

設計段階で供用開始後の管理運営に配慮した検討を進めます。

- 耐久性のある建築材料や、維持管理のしやすい材料の使用
- 将来の利用状況の変化に応じた位置変更のしやすい間仕切壁の採用
- 運用管理面での経費節減によるライフサイクルコストの低減
- 施設の運用状況を把握し効率的に管理するエネルギー管理システム (BEMS*) の導入

*BEMS (Building and Energy Management System)

ビルなどの室内環境やエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのことで、建物内のエネルギー使用状況などを一元的に把握し、きめ細かな監視制御を行うことによって、手をかけることなく建物全体のエネルギー消費を最小化できます。

4. 新庁舎建設に向けた事業計画

(1) 事業方式等について

事業方式	「業務分離発注方式」を採用 設計、施工、維持管理業務をそれぞれの段階に応じて発注・契約する方式であり、設計・施工の独立性が確保され、相互のチェック機能が確保しやすい。また地元企業ができるだけ参画しやすい仕組みを検討。
設計者の選定	「プロポーザル方式」を採用 設計案ではなく設計者を選定する「プロポーザル方式」を採用。また地域特性を効果的に反映させるため複数の設計者による共同設計 (JV) による参加を検討。

(2) 仮庁舎について

仮庁舎候補地	「高知電気ビル第2別館」と「高知地方裁判所北側土地へのプレハブ建設」
仮庁舎への部署配置	市民が来庁する際の交通手段や庁舎間の移動距離など、市民の利便性や職員の行政効率の確保などを考慮した上で今後検討。



(3) 事業費・財源について

新庁舎の建設に係る事業費は、建物本体工事費(駐車場等含む)、設計費や解体費、仮庁舎等を含め、総額約140億円を見込みます。

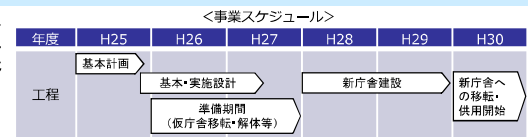
建設のための財源は、財政負担に十分配慮し、合併特別債及び合併推進債や、基金の積み立て並びに施設整備内容に応じた補助制度等の活用、また「住民参加型ミニ市場公募債*」を発行するなど、将来の財政負担の軽減に配慮します。

*住民参加型ミニ市場公募債
平成14年度から地方自治体に発行が認められた地方債。特定の事業に対する資金を直接市民から公募することにより、市民の市政に対する関心をより高め、市政参画を促進しようとするものです。また、本市にとっても資金調達が多様化が図られるという効果があります。

＜概算事業費内訳＞		
費目	金額	備考
建設工事費	106.4億円	新庁舎建物28,000m ² の工事費
設計費等	4.0億円	地質・家屋調査費等含む
解体費	2.0億円	本庁舎等の解体費
仮庁舎費	9.3億円	プレハブ庁舎建設費・約4年間の賃借料等
移転費	0.3億円	本庁舎～各仮庁舎の往復分
計	122.0億円	
＜その他経費＞		
駐車場整備費	11.5億円	新庁舎地下駐車場160台+敷地外駐車場60台
駐輪場整備費	2.9億円	敷地内来庁者用・職員用
外構工事費等	3.6億円	外構工事費、新庁舎に配置する事務用機器等
計	18.0億円	
合計	140.0億円	現時点での概算(消費税引き上げ分含まず)別途埋蔵文化財調査費用等が必要

(4) 事業スケジュール

新庁舎の建設事業は、平成25年度末から設計に着手し、平成28年度からの新築工事着工の予定として進め、平成30年度からの新庁舎への移転及び供用開始を目指します。



＜お問合せ先＞

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号 高知市総務部新庁舎建設課
 TEL 088-823-9065 FAX 088-823-9554 E-mail kc-051400@city.kochi.lg.jp
 新庁舎建設課ホームページ <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/134/>

地域の公共施設とリンクした視認性の高い庁舎

基本的な考え方

新第2庁舎は、周囲の多くの部分を住宅などの既存建物によって取り囲まれ、その距離も近接しています。このような敷地条件を踏まえると、プライバシーや住環境に対する配慮や、利用者が新しい庁舎の存在を容易に認識できる分かり易さがデザインの主要なテーマとなります。

また、敷地条件により南北に細長い平面形の庁舎となるため、西日などの日射制御や自然通風の確保といった環境対応を踏まえた外観デザインとする必要があります。

新庁舎では、煉瓦を使った特徴的なルーバーデザイン（煉瓦スクリーン）と壁面緑化を組み合わせることで、周辺環境に配慮しながら、視認性の高いデザインを実現します。

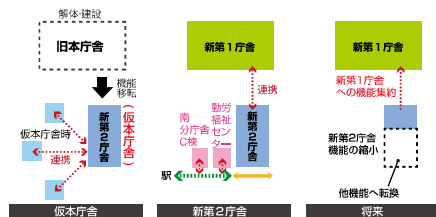
また、当該地域のランドマーク的公共施設であるメディアパークの外装材料である煉瓦を活用することで、デザインをリンクさせた統一感のある地域の風景を創出していく計画とします。



□位置図 □新第2庁舎の敷地条件

様々な状況に柔軟に対応できる可変型庁舎

新第2庁舎は、その本来の用途の他、仮本庁舎としての利用、さらに将来的には人口減少や様々な市民ニーズなどに対応するため、公共施設としての機能転換ができる可変性を持った計画とします。



□新第2庁舎の将来も見据えた計画



06. 断面計画

基本的な考え方

新第2庁舎は、日影規制や斜線制限など、建物形状に大きく影響する敷地条件があります。また、仮本庁舎時の「窓口機能の集約化」を実現するために、基準階面積を大きく確保する計画としています。また、将来の用途変更を見据え、あらかじめ給排水の配管の設備ルートを確保することで、任意の位置に水廻りの増設が可能な計画とします。

① 日影への配慮：

建物を敷地境界から13m離し、日影規制を満足させる計画とします。また、緑化によって景観的な調和を配慮する計画とします。

② 階高・天井高さ：

・仮本庁舎の際に市民利用の多い窓口を2階に集約できるよう、可能な限り基準階平面を確保し、日影規制や道路斜線制限に準じた計画とするため、基準階高を3.8mとし、執務室の天井高2.6mを確保します。

・1階については、階高5.0m、天井高さ3.0mとし、免震装置の設置やゴミ搬出車高さ(2.8m以下)、災害時の救援物資物流拠点としての活用も想定します。

・5階については、階高を4.2mとし、議場のある東側の天井高を3.0m(西側は2.6m)確保します。

③ フリーアクセスフロア：

基準階の執務室及び会議室にて、100mmを確保します。

④ 1階ピロティ駐車場+柱頭免震構造：

柱頭免震を1階ピロティ駐車場エリアに配置し、地中の掘削深さの合理化を図るとともに、掘削土の搬出や処分に係る費用を縮減します。エレベーターシャフトについては、2階床より吊るす計画とします。

⑤ 浸水対策：

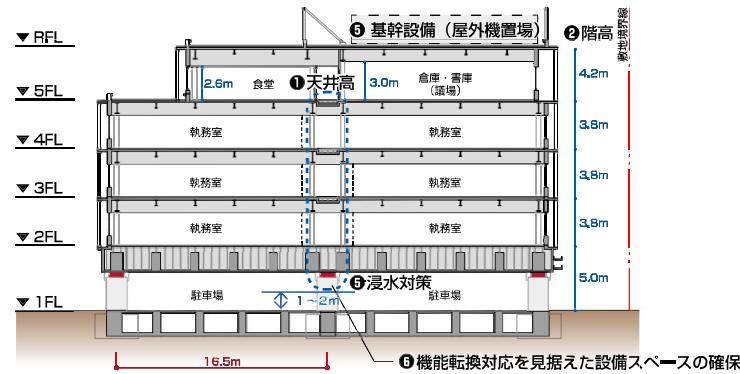
浸水リスク(1~2m)を踏まえ、窓口や事務室など主要機能は、2階以上に配置します。受電設備などの基幹設備は、浸水リスクのない最上階に配置します。

⑥ 機能転換を見据えた設備スペースの確保：

・中廊下部分の床下の梁を控え、組柱間の梁の間に床スラブ上のスペース(床ピット)計画し、給水・排水の配管の幹線ルートとして利用する計画とします。

・将来、給水・排水の配管の改修・更新、増設などを行う場合、下の階に影響の生じない計画とします。

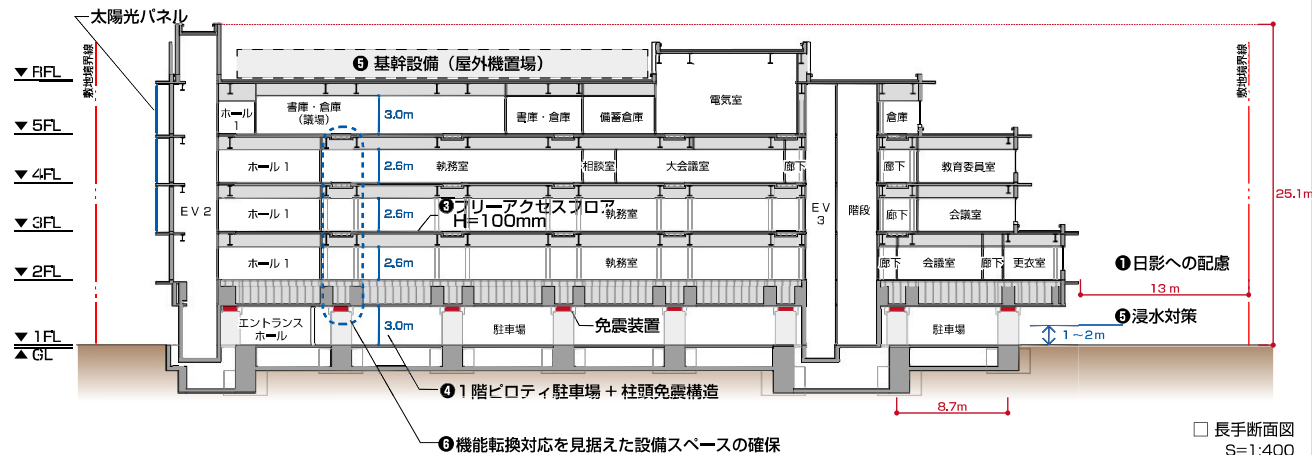
・トイレや洗面台、キッチン等の水廻りを、各階の任意の位置に増設できます。



□ 短手断面図
S=1:400

計画敷地：第一種住居地域
北側敷地：第一種住居地域
規制範囲 5m / 規制時間 4h、規制範囲 10m / 規制時間 2.5h
測定水平面 4.0m

□ 等時間日影図



□ 長手断面図
S=1:400

基本構成

P.23【機能整備の方針12】 情報・通信基盤の整備

□ フリーアクセスフロア

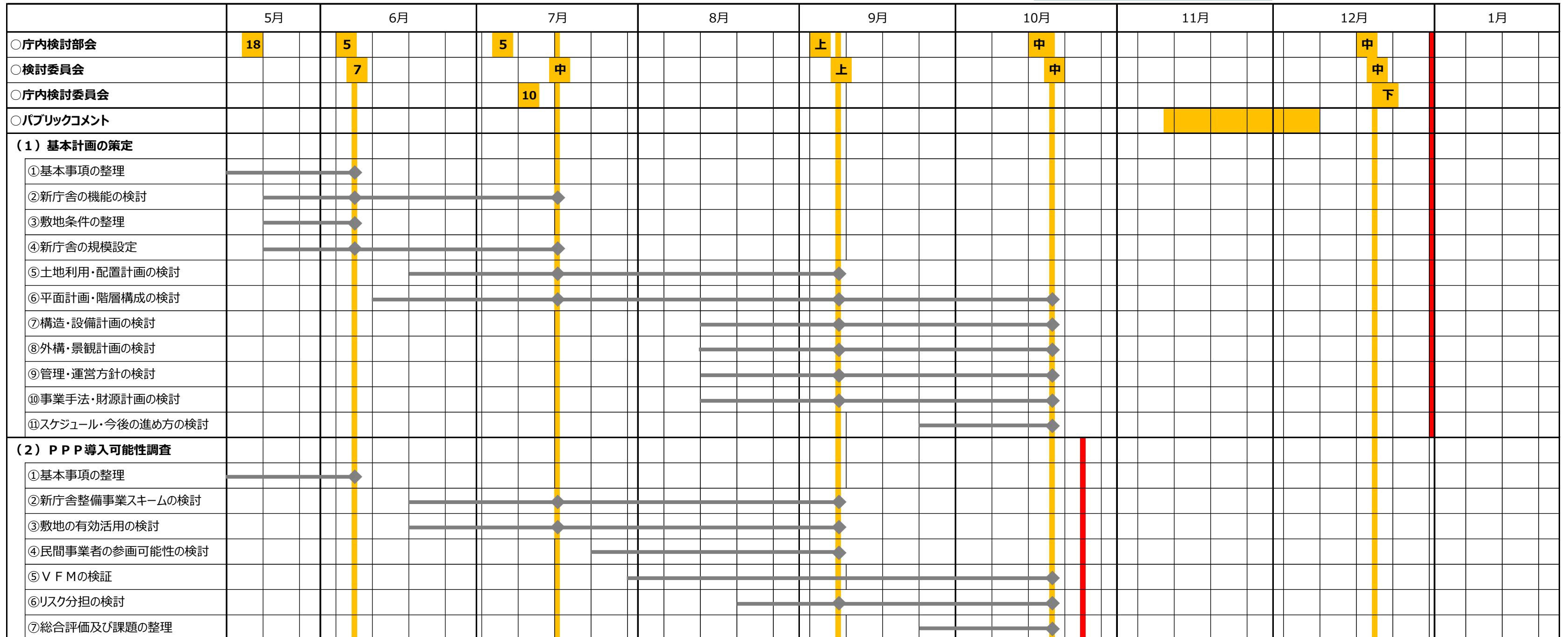
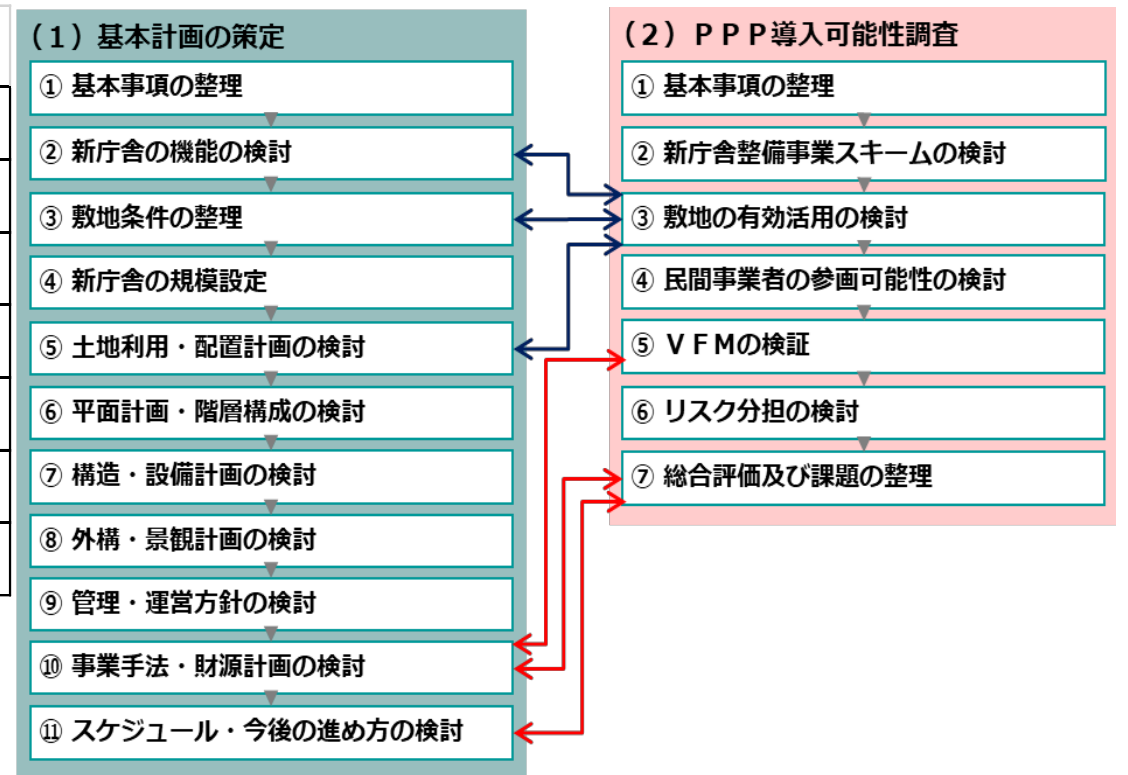
・床下に一定の配線空間を設けたフリーアクセスフロアを導入します。

P27【機能整備の方針15】 バックアップ機能の整備

□ 非常用発電装置

・消防法に基づく非常用電源に加え、72時間連続運転可能な『非常用発電装置』を設置します。
・非常用発電装置などについては、浸水などの影響を受けないよう設置場所を考慮します。

序章 経緯・目的	1.検討の経緯	第3章 施設計画	1.敷地条件	第4章 事業手法	1.事業手法
	2.基本計画策定の目的		2.規模設定		2.概算事業費
第1章 基本事項	1.新庁舎の基本理念・基本方針		3.土地利用・配置計画		3.事業スケジュール
	2.新庁舎の規模・建設場所		4.平面・階層構成計画		4.今後の進め方
第2章 導入機能	1.行政サービス拠点としての機能		5.構造・設備計画		
	2.防災拠点としての機能		6.外構・景観計画		
	3.まちづくり拠点としての機能		7.管理・運営方針		



VFM：同一の費用ならばより質の高いサービスになっているか、または同一のサービスならばより安い費用になっているかという考え方

■ 基本計画について（検討委員会における議論のポイント）

資料 2-4

回数・時期	基本計画 検討内容	基本計画 対応する章	想定される議論のポイント	PPP導入可能性調査
第1回 (6月7日)	①基本事項の整理 ②新庁舎の機能 ③敷地条件 ④新庁舎の規模	○目次案 ・序 経緯・目的 ・第1章 基本事項 ・第2章 導入機能 ・第3章 1. 敷地条件 ・第3章 2. 規模設定	・全体の進め方・スケジュールの確認 → 議事(1) ・基本構想の要点の確認 ・基本計画の検討内容・目次・議論のポイントの確認 → 議事(2) ・敷地条件の整理 → 議事(3) ・基本理念・基本方針の具体化 → 議事(4) ・規模設定の考え方 → 議事(5)	① 基本計画との相関を確認
第2回 (7月中旬)	②新庁舎の機能 ④新庁舎の規模 ⑤土地利用・配置計画 ⑥平面計画・階層構成	・第2章 導入機能 ・第3章 2. 規模設定 ・第3章 3. 土地利用・配置計画 ・第3章 4. 平面計画・階層構成計画	・機能の方針を決定（諸室イメージ） ・規模の方針を決定（諸室の積上げ、駐車台数、駐輪場規模） ・土地利用・配置計画の考え方（ゾーニング、主要動線、駅との接続、受付フロアレベル、民間施設配置） ・平面計画・階層構成計画の考え方（ゾーニング、来庁者・業務の流れ、機能相関）	②新庁舎整備事業スキームの検討 ③敷地の有効活用の検討
第3回 (9月上旬)	⑤土地利用・配置計画 ⑥平面計画・階層構成 ⑦構造・設備計画 ⑧外構・景観計画 ⑨管理・運営方法 ⑩事業手法・財源計画	・第3章 3. 土地利用・配置計画 ・第3章 4. 平面計画・階層構成計画 ・第3章 5. 構造・設備計画 ・第3章 6. 外構・景観計画 ・第3章 7. 管理・運営方針 ・第4章 1. 事業手法	・土地利用・配置計画の方針を決定（要求水準） ・平面計画・階層構成計画の考え方（各階平面計画、ユニバーサルレイアウト、ユニバーサルデザイン、防犯・セキュリティ） ・構造・設備計画の考え方（構造形式、基礎形式、非常用設備計画） ・外構・景観計画の考え方（デザイン方針・方向性、既存構造物等の移設・再利用） ・管理・運営方法の考え方（効率的かつ効果的な維持管理） ・事業手法の考え方（想定される事業手法の特徴）	②新庁舎整備事業スキームの検討 ③敷地の有効活用の検討 ④民間事業者の参画可能性の検討 ⑥リスク分担の検討
第4回 (10月中旬)	⑥平面計画・階層構成 ⑦構造・設備計画 ⑧外構・景観計画 ⑨管理・運営方法 ⑩事業手法・財源計画 ⑪スケジュール・今後の進め方 ○基本計画素案	・第3章 4. 平面計画・階層構成計画 ・第3章 5. 構造・設備計画 ・第3章 6. 外構・景観計画 ・第3章 7. 管理・運営方針 ・第4章 1. 事業手法 ・第4章 2. 概算事業費 ・第4章 3. 事業スケジュール ・第4章 4. 今後の進め方	・平面計画・階層構成計画の方針を決定（要求水準） ・構造・設備計画の方針を決定（要求水準） ・外構・景観計画の方針を決定（要求水準） ・管理・運営方法の方針を決定（要求水準） ・事業手法の方針を決定（概算事業費、VFMを踏まえた選択） ・概算事業費（PSCとPPP-LCC、VFM） ・事業スケジュール ・今後の進め方 ※基本構想における基本理念・基本方針との整合性の確認 ※基本計画素案の確認	⑤VFMの検証 ⑥リスク分担の検討 ⑦総合評価及び課題の整理
第5回 (12月中旬)	○パブリックコメント ○基本計画案	・全般	・パブコメでの指摘事項、その結果の基本計画への反映の確認 ※基本計画案の承認	

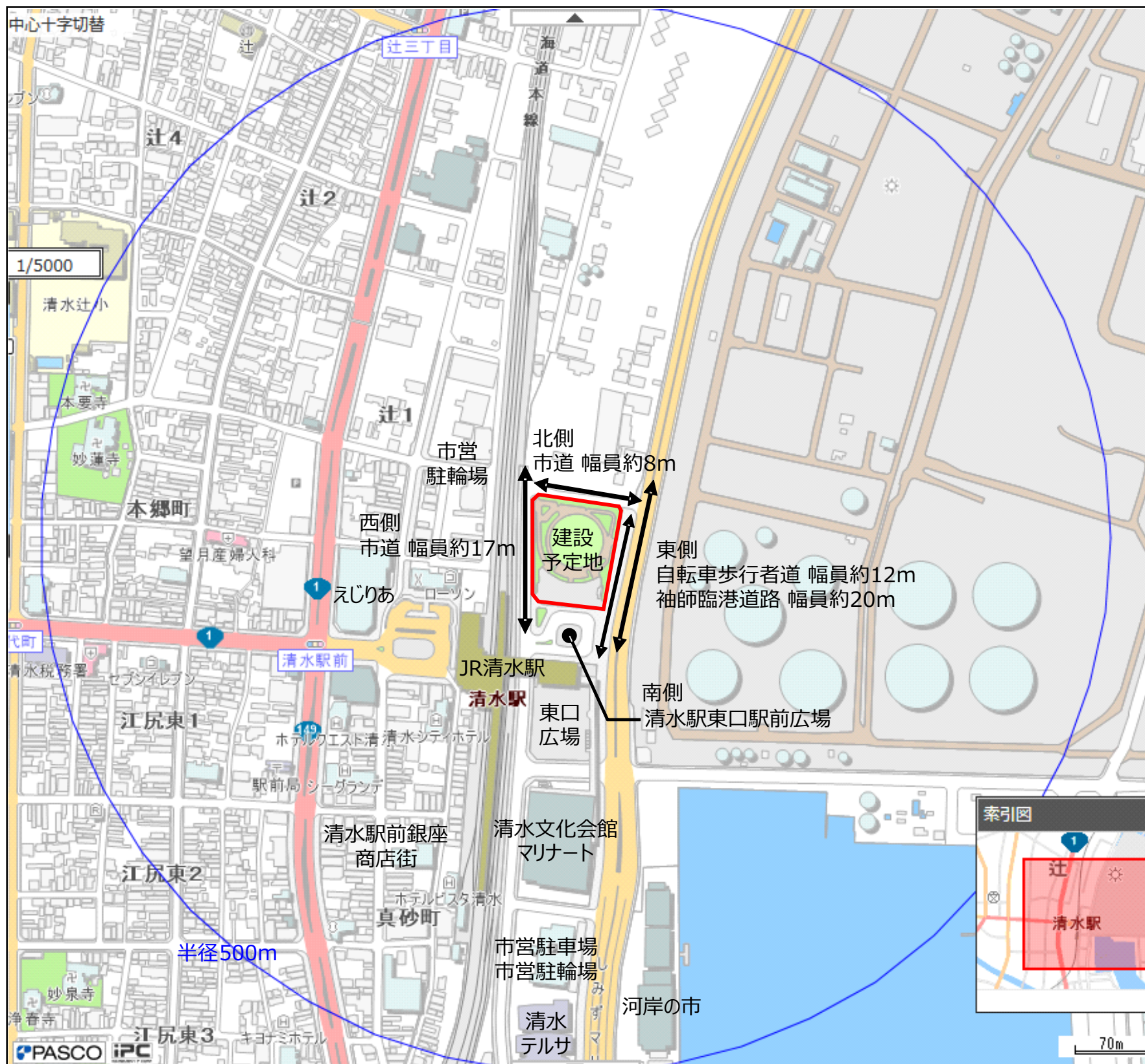
PPP：行政と民間がパートナーを組んで事業を行う新しい「官民連携」の仕組み VFM：同一の費用ならばより質の高いサービスになっているか、または同一のサービスならばより安い費用になっているかという考え方
PSC：従来手法で事業を実施した時にかかる費用の推計値 PPP-LCC：PPP手法で実施した場合の公共が負担する費用の推計値

■ 建設予定地 清水駅東口公園

■ 建設予定地の概要

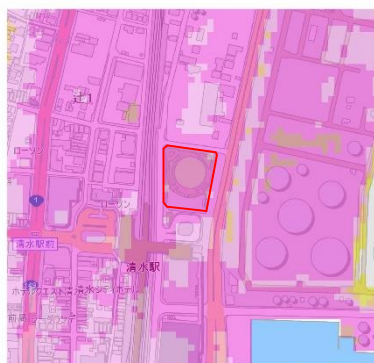
地名地番	清水区袖師町2001,2002
敷地面積	7,294㎡
保有状況	市有地
用途地域等 (建ぺい率/容積率)	商業地域 準防火地域 (80/500)
災害リスク (南海トラフ地震被害想定)	震度6強～7 津波浸水想定区域 液化化可能性 中
中心市街地	中心市街地活性化基本計画区域 立地適正化計画区域
公共交通アクセス	JR清水駅から徒歩約1分 静岡鉄道新清水駅から徒歩約11分 JR清水駅西口バス停から徒歩約3分
道路アクセス	東側：市道（自転車歩行者道） 幅員約12mに接道 北側：市道 幅員約8mに接道 西側：市道 幅員約17mに接道 南側：市道（清水駅東口駅前広場） 幅員約52mに接道
主な周辺施設 (半径500m)	JR清水駅、東口広場、駅前銀座商店街 清水文化会館マリナート、河岸の市
現在の使用状況	都市緑地
最大建築面積・床面積	約5,835㎡・約36,470㎡
都市計画等	清水駅東土地区画整理事業(完了) 清水駅東地区計画 集約化拠点形成区域 駐車場整備地区 駐車場・駐輪場附置義務
隣接計画（区域外）	臨港地区 清水港みなと色彩計画

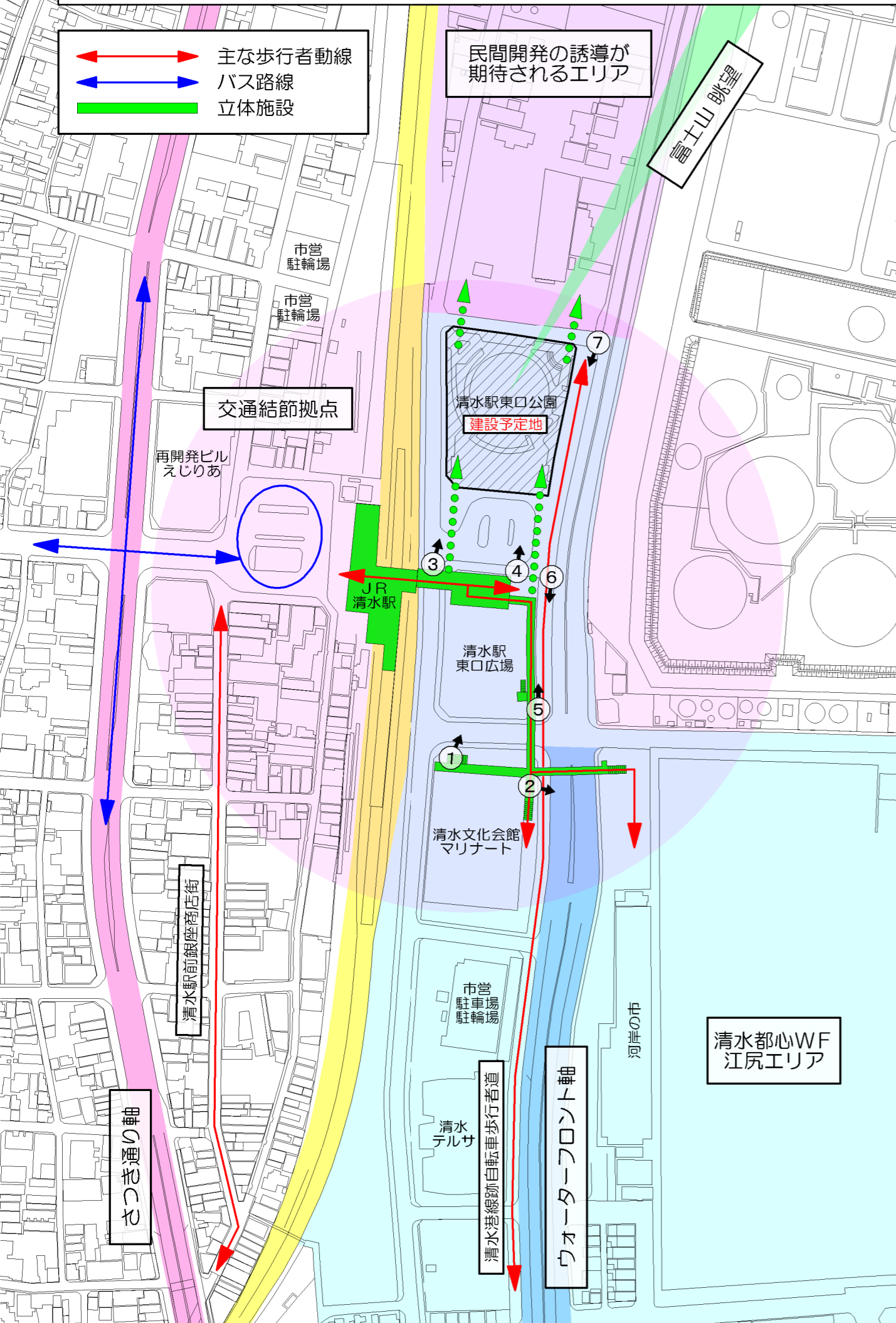
■ 周辺図



想定津波浸水深

- 0～50cm
- 50cm～1m
- 1m～2m
- 2m～3m
- 3m～5m





土地利用・配置計画を検討するための議論のポイント

- ポイント1 津波防災** 津波浸水想定区域内に立地することから、一時的な避難場所としての機能や周辺からの視認性に配慮し、防災拠点に相応しい機能を有する庁舎とする。
- ポイント2 回遊性** ペDESTリアンデッキや自転車歩行者道による立体的な歩行者動線を意識した、JR清水駅、各種公共施設、商店街、江尻エリアなど、周辺地域の回遊性を高める庁舎とする。また、将来的に民間開発が期待される北東エリアを結ぶ役割も担う。
- ポイント3 景観** 富士山、駿河湾、三保松原など、周囲の景観資源に配慮した庁舎とする。また、周囲の街並みと調和のとれた形状・色彩計画とするとともに、連続性を意識した緑の空間を創出する。



(1) 基本方針1 「清水区民の行政サービスの拠点」としての機能

清水区民の行政サービスの拠点
経済性に優れ、誰もが訪れやすく使いやすい庁舎

基本構想
(策定済)

基本計画

議論のポイント

・まちづくりの観点で庁舎に求められる具体的な機能について

【基本的な機能分類】

【目指すべき機能・方策イメージ】

【他都市における具体的な事例】

【導入イメージ】

【意見聴取先】

①ユニバーサル
デザイン

- 階段やEVなど移動空間における配慮
 - ・移動のしやすさ、段差の解消、身障者対応EV設置など
 - ・誘導、案内サインの工夫、充実
- トイレなど行為空間における配慮
 - ・多目的トイレ、キッズコーナー、授乳室等乳幼児への対応
- 誰もが利用しやすい駐車場
 - ・車いす利用者、高齢者、妊婦などへの配慮

- 階段やEVなど移動空間における配慮
 - ・階段・EV：手すり・車いす用スロープ、エスカレータの導入
 - ・音声案内、サイン計画、色での誘導、ピクトグラムを採用
 - ・入口でのマップ標示・案内看板・電子情報案内の採用
- トイレなど行為空間における配慮
 - ・多機能トイレ、オストメイト、おむつコーナー、UD器具の導入
 - ・キッズコーナー、授乳室、休憩室、飲食コーナーの導入
 - ・消音機能の導入
- 誰もが利用しやすい駐車場
 - ・身障者用駐車スペース、エントランス・EV付近への設置
 - ・スロープ、雨よけ等の設置



- ・市民・関係団体等
- ・庁内プロジェクトチーム
- ・他都市事例

②分かりやすく
手続きしやすい
窓口機能

- 総合案内など分かりやすい窓口案内機能
 - ・分かりやすい窓口サイン
- 市民の手続き軽減への配慮
 - ・市民の利便性を重視した窓口・待合スペースの配置
- 安心して利用できる窓口環境
 - ・カウンターの工夫、個室相談室などプライバシー確保
 - ・快適な待合スペース、モニターによる情報提供など

- 総合案内など分かりやすい窓口案内機能
 - ・コンシェルジュ・フロアアドバイザーの配置
 - ・音声案内、電子情報案内の導入
- 市民の手続き軽減への配慮
 - ・窓口部門の集約・ワンストップ対応できる総合案内窓口対応
 - ・記載カウンタースペースの配置 (フロアアドバイザー対応)
- 安心して利用できる窓口環境
 - ・ハイカウンター、ローカウンターの適切配置、間仕切りの導入
 - ・プライバシーに配慮した個室相談室の導入
 - ・TV電子モニターによる窓口案内の採用
 - ・待合スペース環境の充実、待合場所と窓口との適正配置



- ・市民・関係団体等
- ・庁内プロジェクトチーム
- ・他都市事例

③機能的かつ
効率的な
庁舎機能

- 機能的な執務環境の構築
 - ・部門連携のしやすい機能的執務室レイアウト
 - ・来庁者、職員専用エリアなどのセキュリティゾーニング
- 将来変化・経済性への配慮
 - ・コンパクトで機能の充実した庁舎、長寿命化などの工夫
 - ・組織変更等に対応したオフィスレイアウト
 - ・メンテナンスや設備更新のしやすさ、維持管理費の軽減などのLCCに配慮した施設計画
- 循環型社会に対応した機能
 - ・自然採光・通風、次世代エネルギーなどの活用
 - ・高効率照明、空調等省エネ設備の積極導入

- 機能的な執務環境の構築
 - ・職能に配慮したデスク・PC環境・フリーアクセスフロア・収納の確保
 - ・ユニバーサルレイアウト・オープンフロアの導入
 - ・機密レベルに応じた情報セキュリティシステムの導入
 - ・十分な情報保管ができる書庫・倉庫の確保
- 将来変化・経済性への配慮
 - ・オフィスレイアウトの変更が簡易に可能なオフィス計画
 - ・メンテナンス・維持管理が行いやすい施設・設備計画
- 循環型社会に対応した機能
 - ・環境配慮型官庁 (グリーン庁舎化)
 - ・自然採光・通風、次世代エネルギーを活用した環境計画
 - ・地元産木材を多く使った庁舎設計 (風土配慮・自然材活用)



- ・庁内プロジェクトチーム
- ・基準、指針等
- ・他都市事例

④利便性の高い
交通アクセス
機能

- 公共交通の利便性向上
 - ・バスや鉄道による来庁に配慮した立地
- 駐車場・駐輪場の利便性向上
 - ・駐車場・駐輪場の台数確保、配置・動線の工夫
- 歩行者の安全に配慮したアプローチ空間
 - ・来庁者の動線に配慮した出入口設置

- 公共交通の利便性向上
 - ・ペDESTリアンデッキ等を利用した鉄道駅からのアプローチ計画
 - ・身障者利用を想定したバリアフリー化
- 駐車場・駐輪場の利便性向上
 - ・十分な駐車台数の確保、アプローチしやすい配置計画
 - ・悪天候時での来庁に配慮した配置
 - ・駐車場における環境に配慮した緑化の推進
- 歩行者の安全に配慮したアプローチ空間
 - ・歩車を分離した動線計画
 - ・車両速度を抑制する機能の導入



- ・市民・関係団体等
- ・庁内プロジェクトチーム
- ・他都市事例

(2)基本方針2 「清水区の防災拠点」としての機能

清水区の防災拠点

人やまちを守り、様々な災害に対応する庁舎

基本構想 (策定済)

【基本的な機能分類】

【目指すべき機能・方策イメージ】

①災害に強い 建物構造

■耐震性能の確保

- ・防災拠点としての機能を発揮する耐震性能を確保
- ・非構造部材、設備の耐震性確保

■津波・浸水被害の抑制

- ・想定される最大規模の津波に耐える設計
- ・重要設備を上層階に設置
- ・地下フロアを設けない階層構成
- ・漂流物対策

②災害時の 業務継続機能

■庁舎のライフラインのバックアップ

- ・非常用発電設備の充実
- ・電力引込の二系統化
- ・中水の活用
- ・耐震受水槽

■復旧活動の迅速化・円滑化

- ・電子ファイル等のバックアップ
- ・通信回線の多重化
- ・活動のしやすい部門配置、車両動線等の工夫

■区災害対策本部機能

- ・迅速で確実な指揮命令を行う本部機能
- ・防災情報・通信システムの構築
- ※津波警報発令時は、清水防災センターを代替本部とする。

③ウォーター フロントにおける 命を守る 緊急避難機能

■周辺滞留者の一時受入

- ・海辺を訪れている人々、働く人々の緊急避難の場
- ・災害時における情報伝達手段の提供(公衆無線LAN、公衆電話などの一般開放)

■地域の防災力の向上

- ・災害避難における他の周辺施設との連携
- ・地域の手本となる災害に強い庁舎

基本計画

議論のポイント

・まちづくりの観点で庁舎に求められる具体的な機能について

【他都市における具体的な事例】

■耐震性能の確保

- ・官庁施設総合耐震計画基準の採用
- ・免震・制震設計等の耐震設計手法、工法の導入(高層部・低層部別、庁舎・民間棟別の耐震設計)
- ・耐震部材・設備等の導入
- ・液状化対策(地盤改良)
- ・天井材・配管・ダクトの落下等防止対策
- ・メンテナンス・修繕・更新の維持管理計画を考慮した設計(必要なスペース確保、ライフサイクルコスト検討など)

■津波・浸水被害の抑制

- ・津波(漂流物)対策
- ・ピロティ化等低層部の用途検討(駐車場等利用)
- ・庁舎棟・民間棟の配置による大空間の確保(一次避難スペース)
- ・機械室、設備室、情報システム室の機密化・浸水防止対策

■庁舎のライフラインのバックアップ

- ・非常用発電設備(無停電装置)の導入
- ・電力引込の二系統化
- ・中水の活用(雨水貯留槽)
- ・非常用飲料水貯水槽の確保
- ・備蓄倉庫の確保

■復旧活動の迅速化・円滑化

- ・情報システムの耐震対応、バックアップ、回線の多重化
- ・仮設電源の導入を想定した設備計画
- ・緊急車両(専用駐車場)の確保

■区災害対策本部機能

- ・区災害対策本部機能(情報通信システム他)の確保
- ・受援用活動場所の確保(自衛隊・消防等の活動拠点)
- ・ボランティア活動スペースの確保
- ・屋上ヘリポート、ホバリングスペースの導入
- ・24時間対応のための仮眠スペースの確保

■周辺滞留者の一時受入

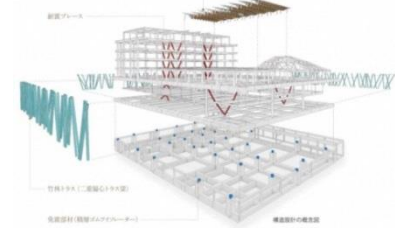
- ・避難用サイン計画
- ・一時避難所、防災広場、外部大空間の確保
- ・無線LAN・通信手段の提供

■地域の防災力の向上

- ・什器備品の倒壊防止対策、耐震ガラスの導入
- ・扇風機、可搬式ヒーターの備蓄
- ・マンホールトイレの導入、仮設トイレの備蓄など

【導入イメージ】

津波浸水区域での防災拠点事例 浸水・液状化対策の実施



(徳島県
阿南市庁舎
事例より)

【意見聴取先】

- ・基準、指針等
- ・他都市事例

中越地震をふまえた耐震強化事例 危機管理防災本部の設置等



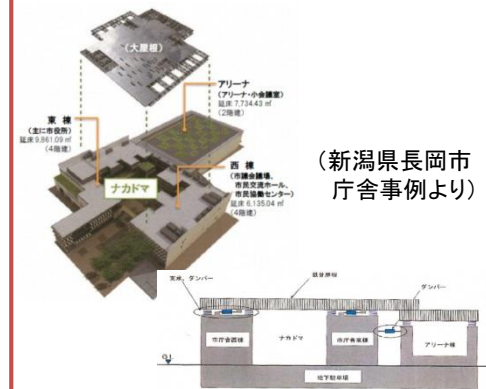
(新潟県長岡市庁舎事例より)

- ・基準、指針等
- ・他都市事例

防災資機材倉庫 (下田市計画より)



市民協働センターを隣接させ 一時避難拠点を確保した事例



(新潟県長岡市
庁舎事例より)

- ・市民・
関係団体等
- ・基準、指針等
- ・他都市事例

(3)基本方針3 「清水区のみちづくりの拠点」としての機能

清水区のみちづくりの拠点

人と人、人とまち、まちとまちがつながる庁舎

基本構想 (策定済)

基本計画

議論のポイント

・まちづくりの観点で庁舎に求められる具体的な機能について

【基本的な機能分類】

【目指すべき機能・方策イメージ】

【他都市における具体的な事例】

【導入イメージ】

【意見聴取先】

①人と人をつなげる機能

- 市民が集まり活動できる交流・コミュニティスペースの確保
 - ・庁舎会議室等の市民活動、自治体活動など誰もが使える交流空間としての有効利用
 - ・庁舎ロビー・ホール等の人々が出会い、つながる場としての多目的利用
 - ・障がい者が社会活動に参加できる場の提供

- 市民が集まり活動できる交流・コミュニティスペースの確保
 - ・情報発信コーナーの設置(行政情報・市民活動情報)
 - ・エントランスホール(スペース)の多目的利用
 - ・会議室の市民開放
 - ・市民活動スペースの確保
 - ・NPO・ボランティアセンター、活動の場の確保
 - ・ギャラリー・定期演奏会・読み聞かせ等のイベント利用
 - ・喫茶飲食スペース、物販スペースの確保
 - ・休憩・談話コーナーの設置

情報発信コーナー
(宇部市計画より)

エントランスの多目的スペース
(下田市計画より)

- ・市民・関係団体等
- ・庁内プロジェクトチーム
- ・他都市事例

②地域資源を活かしエリアの価値を高める機能

- 観光・都市交流支援機能
 - ・情報ステーションによる静岡市(清水区)や交流都市の地域資源(清水エスパルス、地元食材など)の紹介、観光案内の提供
 - ・夜間、休日などの駐車場の有効活用
 - ・富士山、清水港のビューポイントの設置
- 外部空間や周辺施設との連携
 - ・JR清水駅、周辺施設とのペDESTリアンデッキによる接続
 - ・官庁施設の集約や民間施設との連携(シビックコアの形成)による利便性の向上
 - ・まちの既存ストックの活用やリノベーションによるサテライトオフィスの設置などをふまえたまちづくりの戦略拠点の設置

- 観光・都市交流支援機能
 - ・観光案内コーナー、休憩・喫茶飲食コーナーの設置
 - ・名産品・特産物等の展示コーナー・物販コーナーの確保
 - ・庁舎をアクセスポイントとする観光ルートの構築
 - ・展望スペースの設置
 - ・夜間、休日の駐車場の開放(有償・無償)
- 外部空間や周辺施設との連携
 - ・ペDESTリアンデッキを活用した庁舎・民間施設の接続(周遊・散策コースの設置)
 - ・庁舎、市民センター、民間施設等からなるシビックコアの形成
 - ・清水駅を中心とする中心市街地のコアの形成
 - ・庁舎外部デザインの配慮(景観)・色彩計画の対応
 - ・連続性を意識した緑地空間の確保
 - ・モニュメント、ベンチなどの配置

展示ギャラリー
(宇部市計画より)

駅のペDESTリアンデッキと連結したシビックコア
計画事例
(JR岡崎駅シビックコア計画より)

モニュメント等を配置した広場
(高知市計画より)

- ・市民・関係団体等
- ・庁内プロジェクトチーム
- ・他都市事例

③市民の暮らしに溶け込む機能

- 気軽に憩い、過ごせる空間づくり
 - ・海や富士山を楽しみながら過ごせる空間づくり
 - ・市民が気軽に訪れ、様々な活動につながる開かれた空間づくり
- 誰でも利用できる民間運営の利便機能の導入
 - ・カフェテリア、レストラン、コンビニエンスストアなどの店舗の設置
 - ・ATMコーナー、自販機コーナーの設置

- 気軽に憩い、過ごせる空間づくり
 - ・東口公園の機能を残したポケットパークの整備
 - ・富士山などを展望できるビューポイントの確保
 - ・周辺景観に溶け込んだ景観計画、緑地空間の確保
 - ・ベンチ、四阿、芝生広場、足湯などの憩いの空間の確保
- 誰でも利用できる民間運営の利便機能の導入
 - ・カフェ、レストラン、コンビニエンスストア、物販店など、民間の運営スペースの導入
 - ・ATM・自動販売機コーナーの設置
 - ・会議室の貸出とケータリングサービスの提供(民営)
 - ・駐車場、会議室等の有償開放(民営)

飲食コーナーイメージ
(宇部市計画より)

売店・カフェの導入事例
(東広島市)

- ・市民・関係団体等
- ・庁内プロジェクトチーム
- ・他都市事例

■ 現庁舎の規模＝23,346㎡



- 【検討事項】
 ① 必要機能の確認
 (議会機能を除く)
 ② 対象職員の想定

- 延床面積 23,345.77㎡
- 議会機能面積を除く 21,069.38㎡
- 職員数 960人 (非常勤・関係団体含む)
- ・ 区役所 260人
- ・ 事務所等 250人
- ・ 本庁組織 450人

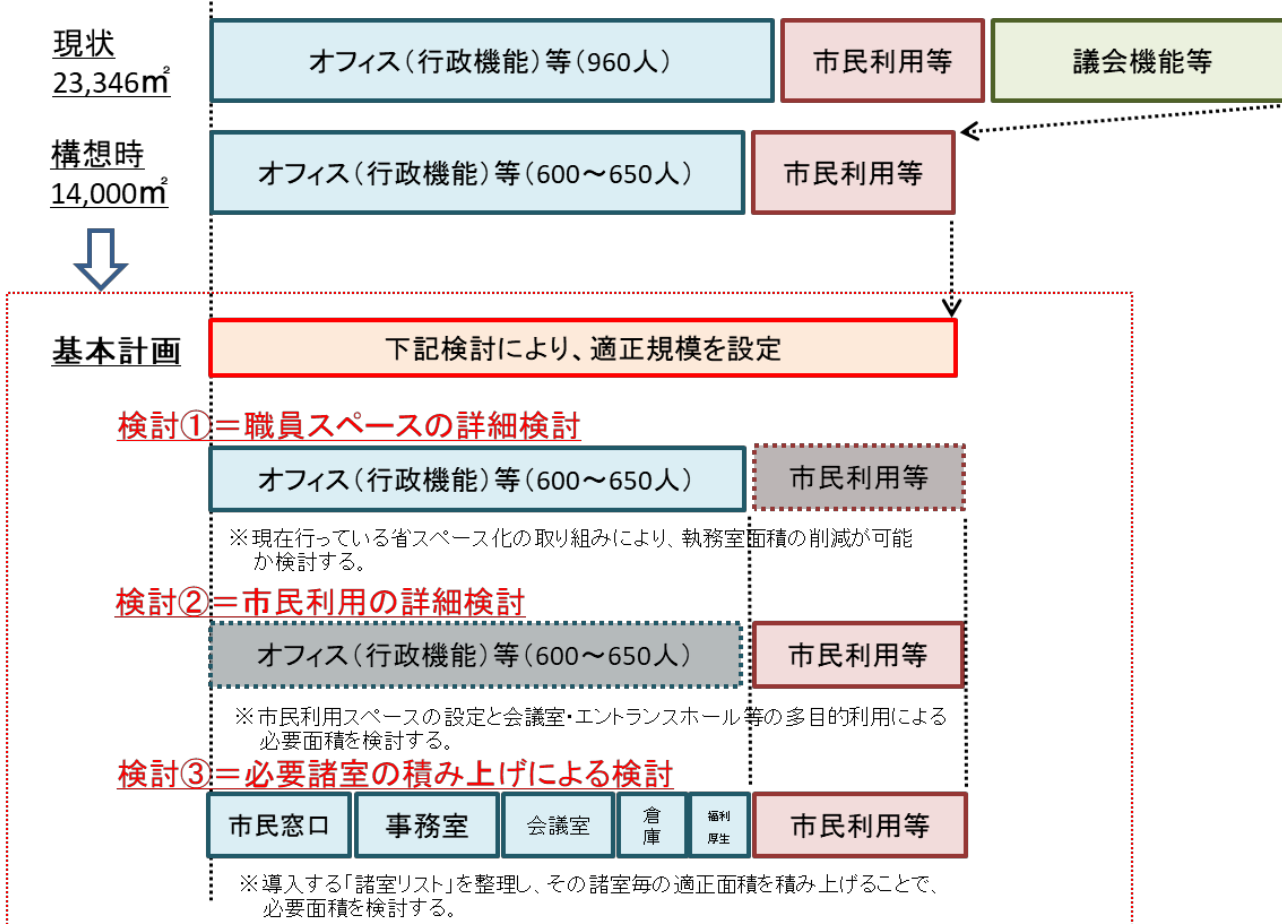
■ 基本構想時の設定＝最大14,000㎡ ※ピロティ部分除く



- 【今後の検討事項】
 ① 職員一人当たりの必要面積の詳細検討
 ② 市民利用スペースの詳細検討
 ③ 必要諸室の洗い出しによる面積積み上げ

- 庁舎面積 14,000㎡ (34%削減)
- ★ 算定の考え方
 職員数 × 21.9㎡/人
 = 13,140～14,235㎡ (総務省基準を適用)
- 職員数 600～650人 (非常勤・関係団体含む)
- ・ 区役所 260人
- ・ 事務所等 250人
- ・ 本庁組織 100～150人

■ 基本計画時の設定＝今年度の検討事項



■ 議論のポイント

左記の詳細検討を行っていくことにより庁舎の規模設定の精度を高める考え方について

■ 現在行っている検討①に関する取り組み

- ・電子決裁の導入
 庶務事務は平成30年2月から、文書や財務系については平成30年4月から、電子決裁にて意思決定を行うこととした。
 →ペーパーレス化による紙文書や簿冊の縮減
 →意思決定の迅速化

・フリーアドレスの実証実験

- 静岡庁舎9階 アセットマネジメント推進課、総務課、コンプライアンス推進課で実験的にフリーアドレス制を試行
- 省スペース化 → 捻出したスペースの有効活用
 - コミュニケーションの活性化

・テレビ会議の実証実験

- 静岡－駿河－清水庁舎間でテレビ会議ができる部屋を各庁舎に1室ずつ設置。専用の端末によるクリアな画像、音声により、職員が庁舎間を移動することなく、「会わなくても打合せができる」ものとなっている。
- 移動時間の短縮
 - 会議・打ち合わせの効率化

・ワークスタイル変革の先進企業の視察

- フリーアドレス、テレワーク、モバイルワーク、テレビ会議などの取り組みを先進的に行っている企業の視察。

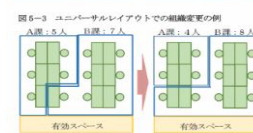
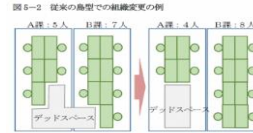
・省スペース化検討調査業務の実施

- 清水庁舎の1階(窓口部門)、静岡庁舎の9階(総務・企画部門)で、現状のレイアウトを分析し、どのような省スペース化が図れるか検証した。
- フリーアドレス制の導入
 - 打ち合わせスペースや会議スペースの共有化

ユニバーサルレイアウト例(つくば市)



ユニバーサルレイアウトによる圧縮例



(焼津市計画より)



フリーアドレスの試行的導入